

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店（現在は、株式会社A）の資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和43年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社のC支店からB支店へ異動になった時期であるが継続して勤務している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に明確な記憶が無く、当該日付を特定できる資料もないことから、申立人と同様に同時期において株式会社AのC支店から同社B支店に異動した同僚の異動日から、昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店における昭和43年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月26日まで

私は、昭和37年1月にA株式会社B工場で採用され、1年間は同社の本社に勤務する条件で入社した。38年1月に同社B工場に異動になったところ、厚生年金保険被保険者記録では、本社の資格喪失日が同年1月26日で、B工場での資格取得日が同年3月26日となっており、2か月の未加入期間がある。この間も、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時期にA株式会社本社から同社B工場に異動した複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年1月26日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和38年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散し、当時の代表取締役及びB工場長の連絡先も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月26日まで

私は、昭和37年4月にA株式会社に入社し、39年2月に退職するまでの約2年間、同社に継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者記録では、38年1月26日から同年3月26日までの間が未加入期間となっているが、この頃は、本社からB工場に転勤になった時期である。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA株式会社本社から同社B工場に異動した複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年1月26日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和38年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散し、当時の代表取締役及びB工場長の連絡先も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年5月21日に、有限会社B（現在は、有限会社C）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成10年7月1日から12年10月1日までの期間、及び同年11月1日から13年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Bにおける標準報酬月額に係る記録について、10年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月から11年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、12年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、13年1月及び同年2月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月31日から同年7月1日まで  
② 平成10年7月1日から13年3月1日まで  
申立期間①について、株式会社A及び有限会社Bに勤務していたのに、



厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額が実際にもらっていた給料より低くなっている。納得できないので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人から提出された申立期間①に係る株式会社A及び有限会社Bにおける給与明細書、株式会社Aの事業主（同社及び有限会社Bの社会保険事務を担当）の供述、及び有限会社Bにおける申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が当該期間において株式会社A及び有限会社Bに継続勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額により、平成10年3月及び同年4月は28万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円に訂正することが必要である。

なお、有限会社Bに係る商業登記簿によると、会社成立日が平成10年5月21日となっており、申立人と同様に同年3月31日に株式会社Aにおいて資格喪失し、同年7月1日に有限会社Bにおいて資格取得している同僚が提出した平成10年分給与所得の源泉徴収票に同年5月21日就職と記載されていることから、申立人は申立期間①において、同年5月20日まで株式会社Aに勤務し、同年5月21日から有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間①において、株式会社Aは、平成10年3月31日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、有限会社Bは同年7月1日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所となっており、両事業所の厚生年金保険の適用時期に3か月ほどの空白期間があるが、商業登記簿によると、株式会社A及び有限会社Bは申立

期間①当時に現存しており、当該期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、両事業主が申立期間①の保険料の納付義務を履行したか否かについては、両事業主とも不明としているが、申立期間①は両事業所とも適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、申立人から提出された申立期間②に係る有限会社Bの給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成10年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月から11年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、12年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、13年1月及び同年2月は34万円に訂正することが必要である。

一方、平成12年10月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額の訂正の必要性は認められない。

なお、申立期間②のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は事業主による算定基礎届に基づく定時決定が含まれているにもかかわらず、上記期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7426

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

株式会社A及び株式会社Bは社名が変更になっただけで実態としては同じ会社だったのに、株式会社Aでの資格喪失日が昭和 55 年 8 月 31 日になっているために、同年 8 月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間もAに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bに継続して勤務し（昭和 55 年 9 月 1 日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年 9 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年 9 月 1 日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年5月21日に、有限会社B（現在は、有限会社C）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年7月1日まで

私は、株式会社A及び有限会社Bに継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、複数の同僚から提出された申立期間に係る株式会社A及び有限会社Bにおける給与明細書、同僚の供述及び株式会社Aの事業主（同社及び有限会社Bの社会保険事務を担当）の供述から判断すると、申立人が申立期間において株式会社A及び有限会社Bに継続勤務していたことが認められる。

なお、有限会社Bに係る商業登記簿によると、会社成立日が平成10年5月21日となっており、申立人と同様に同年3月31日に株式会社Aにおいて資格喪失し、同年7月1日に有限会社Bにおいて資格取得している同僚が提出した平成10年分給与所得の源泉徴収票に同年5月21日就職と記載されていることから、申立人は申立期間において、同年5月20日まで株式会社Aに勤務し、同年5月21日から有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間において、株式会社Aは、平成10年3月31日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、有限会社Bは同年7月1日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所となっており、両事業所の厚生年金保険の適用時期に3か月ほどの空白期間があるが、商業登記簿によると、株式会社A及び有限会社Bは申立期間当時に現存しており、当該期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る平成9年10月の定時決定の記録から、10年3月及び同年4月は41万円、申立人の有限会社Bに係る取得時の記録から、同年5月及び6月は22万円とすることが妥当である。

なお、両事業主が申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、両事業主とも保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は両事業所とも適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

申立期間当時、A株式会社のC営業所に勤務していた。当時、所属変更になるという話を聞いたことはあるが、転勤や休職などはしていないのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A株式会社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA株式会社C営業所の管轄支店が変更となり、これに伴い厚生年金保険の適用事業所が同社B支店から同社D支店に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年3月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 埼玉（茨城）厚生年金 事案 7429

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで  
株式会社Aに就職し、昭和48年4月、新規にオープンする株式会社Bに異動したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、株式会社A及び株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年4月10日であることが確認できるが、株式会社Aは、「当時の経理責任者の話では、当社から株式会社Bに異動した従業員は、同社が適用事業所となる昭和48年4月10日までの期間は、当社で社会保険料を控除していた、とのことである。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年2月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社A及び株式会社Bは不明としているが、申

立人に係る株式会社Aの資格喪失日（昭和48年3月21日）が雇用保険の離職日の翌日と同日になっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年3月31日まで  
② 平成5年3月31日から同年4月1日まで

平成3年にA株式会社に入社し、5年4月1日から同社が株式会社Bとなったが、その前後の期間、継続して勤務していたにもかかわらず、5年3月の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。また、4年10月以降の標準報酬月額が実際の給与より低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によれば、当初、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成5年4月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年5月18日付けで、申立人を含めて12名が遡及して同年3月31日に訂正されていることが確認できる。

また、当該訂正前の記録から、平成5年4月1日において、A株式会社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年3月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない上、申立人は、同社の商業登記簿謄本から取締役ではなく、複数の同僚が「申立人はシステム担当だった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚

生年金保険の適用事業所でなくなった後、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当該訂正処理前の同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における訂正処理前のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人が所持する給与振込記録で確認できる給与額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

しかしながら、A株式会社における事業主照会において、元事業主は、「社会保険料負担を減らすため、実際の給与より低い額を標準報酬月額として届け出ている」と供述しているところ、複数の同僚の給与明細書によれば、申立期間①前後の期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低いものであることが確認できる。

また、A株式会社が加入していたC厚生年金基金及びD健康保険組合が保管する申立人に係る記録においても、申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉（茨城）厚生年金 事案 7431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年11月1日まで

私は、D県C市にあったA株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の回答から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B株式会社に照会したところ、申立人に係る記録は保存されていないが、年金記録等から判断して、申立人は申立期間中も正社員としてA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、B株式会社は、A株式会社E工場が厚生年金保険の適用事業所となるに至った昭和34年11月1日より前の期間については、同社同工場は操業準備期間に当たるため、申立人は、同社C工場に在籍しながら、同社E工場の操業準備に従事していたものと考えられると回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社C工場に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和34年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は申立人に係る被保険者資格の喪失手続において、A株式会社に何らかの手続不備があった旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から同年10月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉（長野）厚生年金 事案 7432（長野事案 408 及び 1216 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社（B）における資格取得日に係る記録を同年 6 月 5 日に、資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 5 日から同年 9 月 24 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間については A 株式会社における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当該期間は同社が C 区から D 区へ移転した後の期間だが、自分は同社が移転した後も同社に勤務し、次の株式会社 E には空白期間無く転職をしたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の A 株式会社を退社した時期を特定できないこと、申立人が A 株式会社を退社後に勤務していた F 株式会社から提出された従業員カードでは、申立人の A 株式会社における退社月は昭和 36 年 6 月とされていること、株式会社 E の G 研究所の元従業員の供述及び雇用保険の記録により、申立期間の一部は同社における試用期間であった可能性が高いこと、及び申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等の理由により、既に年金記録確認 H 地方第三者委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 16 日付け及び 24 年 5 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、A 株式会社を退社後、株式会社 E の G 研究所に入社するまで空白期間が無かったと主張しており、入社月については同年 9 月ではなかったかもしれないと供述しているところ、株式会社 E の G 研究所の元従業員の供述及び複数の元同僚の雇用保険の記録により、申立人は、A 株式会社を退社した後、株式会社 E の G 研究所における厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 36 年 9 月 24 日）の 2 か月前の同年 7 月中に同社に入社したと考えられる上、申立人から提出されたアルバムに「A K. K 時代 昭 32. 4 ~ 昭 36. 7」と記載されていることから、申立人は、同年 7 月に株式会社 E の G 研究所に入社するまで引き続き A 株式会社に勤務していたと考えられる。

また、昭和 36 年 8 月に A 株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員 4 人のうち、一人は、「自分が A 株式会社に入社して間もなく申立人は同社を退社した。入社時の事業所の所在地は（同社が移転した後の所在地である）D 区だった。」と供述しているほか、複数の同僚が、同社が C 区から D 区に移転した後も、申立人が同社に勤務していたと供述している。

さらに、申立人は、新たな資料として、移転後の A 株式会社があった場所を撮影した写真と所在地を示す手書きの地図を提出するので、再度、調査をしてほしいと再申立てを行っているところ、既に建て替えられた建物に残されている名称や地図に示された所在地は同社の社史の記載や同僚の供述と合致している。

なお、A 株式会社の移転に伴い、C 区の A 株式会社（I）から D 区の A 株式会社（B）に異動した申立人を含む同社の従業員 68 人のうち、申立人を除く 67 人が同事業所（B）において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、前述のとおり、複数の同僚が、申立人が同事業所（B）に勤務していたと供述しており、申立人のみが同事業所（B）において被保険者資格を取得していないことには不自然さがうかがえる。

また、F 株式会社から提出された従業員カードでは、申立人の A 株式会社における退社月は昭和 36 年 6 月とされているが、具体的な退職日については記載が無く、前述のアルバムに記載された同社における勤務期間や複数の同僚の供述等を踏まえると、申立人は同年 6 月末日までは同社に勤務していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日までの期間に A 株式会社（B）に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 5 日に、資格喪失日に係る記



録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社（I）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年5月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年9月24日までの期間について、申立人が当該期間において、A株式会社に勤務していた事実を確認できる資料等は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年9月13日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間⑥のうち、5年3月1日から同年4月1日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人の株式会社Aにおける当該期間の資格取得日に係る記録を同年3月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで  
③ 平成3年5月1日から同年6月1日まで  
④ 平成4年3月31日から同年10月8日まで  
⑤ 平成4年10月8日から同年11月1日まで  
⑥ 平成4年11月1日から5年4月1日まで

平成元年6月1日から3年3月31日まで株式会社Bでプログラマーとして継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日に株式会社Bから株式会社Aに移籍し、5年4月1日までプログラマーとして継続して勤務したが、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間⑥のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの

期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことは認められるものの、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき23年9月13日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、同僚から新たに提出された平成5年3月に係る給与支給明細書によると、同僚は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Aは、会社設立が平成3年3月6日で、適用事業所に該当しなくなった4年3月31日以後も法人として存続しており、複数の元同僚が、「平成3年4月1日付けで、株式会社Bの事業主が別に設立した株式会社Aに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無かった。」と供述していることから、同社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間⑥のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同僚から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主から照会に対する回答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、当該期間において、株式会社Aは適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年9月13日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間⑥のうち、5年3月1日から同年4月1日までの期間について、当該あっせんによらず、申立人の株式会社Aにおける当該期間の資格取得日に係る記録を同年3月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで  
③ 平成3年5月1日から同年6月1日まで  
④ 平成4年3月31日から同年10月8日まで  
⑤ 平成4年10月8日から同年11月1日まで  
⑥ 平成4年11月1日から5年4月1日まで

昭和62年9月1日から平成3年3月31日まで株式会社Bでプログラマーとして継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日に株式会社Bから株式会社Aに移籍し、5年4月1日までプログラマーとして継続して勤務したが、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間⑥のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの

期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことは認められるものの、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき23年9月13日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、同僚から新たに提出された平成5年3月に係る給与支給明細書によると、同僚は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Aは、会社設立が平成3年3月6日で、適用事業所に該当しなくなった4年3月31日以後も法人として存続しており、複数の元同僚が、「平成3年4月1日付けで、株式会社Bの事業主が別に設立した株式会社Aに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無かった。」と供述していることから、同社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間⑥のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同僚から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額から判断すると、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主から照会に対する回答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、当該期間において、株式会社Aは適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7435

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円にすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月2日から同年11月6日まで

A株式会社C事業部からD株式会社に出向中に、昭和52年11月6日付けでD株式会社に移籍したが、同年10月2日から同年11月6日までの期間について厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連事業所に継続して勤務し（A株式会社からD株式会社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、移籍日については、申立人は、勤務場所と仕事の内容は変わらなかったと供述しているところ、D株式会社における申立人に係る従業員名簿によると、「49.12 から 52.10 まで AよりD出向、52.11.6 採用」の記載があることから、申立人に係るA株式会社における資格喪失日を昭和52年11月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年9月の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
C株式会社から株式会社Bには継続して勤務したにもかかわらず、昭和48年12月25日から49年1月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された人事異動通知及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年1月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、株式会社Aは、昭和49年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては同保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人事業所であり、上記の人事異動通知によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。



なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、株式会社Aは厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
国の記録によれば、申立期間について被保険者記録が欠落しているが、当該期間は、C株式会社からA株式会社へ異動しただけであり、申立期間についても継続してA株式会社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の給与明細書及び証言から判断すると、申立人は、A株式会社及び関連会社のC株式会社に継続して勤務し（昭和35年12月20日にC株式会社からA株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を50万4,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を55万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日  
② 平成19年12月10日

平成16年から21年まで株式会社Aに勤務し、19年7月及び同年12月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aから提出された賞与額一覧、賞与明細票及びB銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表によると、申立人は、平成19年7月20日に株式会社Aから賞与を支給され、その主張する標準賞与額(50万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、上記の賞与額一覧、賞与明細票及び取引明細表によると、申立人は、平成19年12月10日に株式会社Aから賞与を支給され、その主張する標準賞与額(55万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記の賞与額一覧及び賞与明細票において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①の標準賞与額については50万4,000円、申立期間②の標準賞与額については55万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A株式会社に勤務していたとして申立人が名前を挙げた2人を含む同僚7人に照会したところ、その全員が会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間は会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、

申立期間に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A株式会社では、当時、物（E製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における昭和36年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとすることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和34年1月にC株式会社に入社してから同社の関連会社であるA株式会社を39年5月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C株式会社又はA株式会社において勤務していた同僚24人に照会し回答を得た17人のうち、2人の同僚は、申立人は申立期間に正社員として勤務し調理の業務に就いていたとしており、このうちの一人は、申立人はA株式会社に勤務していたと供述していることから、申立人は昭和35年7月1日からA株式会社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA株式会社に申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持していた給料支払明細書によると、申立期間当時、A株式会社に於いて給与が支給され、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。



なお、A株式会社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和 35 年 6 月 3 日に法人登記がなされ、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の控除額がC株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 35 年 6 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和35年1月にC株式会社に入社してから同社の関連会社であるA株式会社を39年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C株式会社又はA株式会社において勤務していた同僚17人に照会し回答を得た11人のうち、2人の同僚は、申立人は申立期間に正社員として勤務し調理の業務に就いていたとしており、別の2人の同僚は、昭和35年7月にA株式会社が設立されC株式会社D支店に勤務していた従業員の所属は同社D支店からA株式会社になったとしていることから、申立人は昭和35年7月1日からA株式会社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA株式会社で申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持していた給料支払明細書によると、申立期間当時、A株式会社において給与が支給され、厚生年金保険料が給

与から控除されていることが確認できる。

なお、A株式会社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和 35 年 6 月 3 日に法人登記がなされ、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の控除額がC株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 35 年 6 月の記録から、1 万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7442

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成13年4月から14年9月までは38万円、同年10月から15年3月までは32万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から15年4月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与は32万円以上であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年4月から14年9月までは38万円、同年10月から15年3月までは32万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年4月22日）より後の同年4月30日付けで13年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役であったが、同社の当時の事業主は、「申立人は生産技術部長であり社会保険事務に関与しておらず、標準報酬月額の引下げについて説明は行っていない。」と供述しており、当時の同僚8人に照会し回答を得た3人のうち、2人の同僚も同様の供述をしていることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年4月30日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂

正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成 13 年 4 月から 14 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 15 年 3 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで  
昭和37年3月6日からB株式会社に勤務し、39年12月16日付けで、グループ会社であるA株式会社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同日付けでB株式会社からA株式会社に異動した元同僚が提出した辞令書、給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本により、同社は、39年12月16日に設立されたことが確認できるとともに、複数の元同僚が、「申立期間当時、CとDの営業所を合わせると30数人が勤

務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで  
昭和34年2月21日からB株式会社に勤務し、39年12月16日付けで、グループ会社であるA株式会社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人と同日付けでB株式会社からA株式会社に異動した元同僚が提出した辞令書及び給与明細書並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本により、同社は、39年12月16日に設立されたことが確認できるとともに、複数



の元同僚が、「申立期間当時、CとDの営業所を合わせると30数人が勤務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7446

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで  
昭和35年3月15日からB株式会社に勤務し、39年12月16日付けで、グループ会社であるA株式会社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人と同日付けでB株式会社からA株式会社に異動した元同僚が提出した辞令書及び給与明細書並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間にお

いて適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本により、同社は、39年12月16日に設立されたことが確認できるとともに、複数の元同僚が、「申立期間当時、CとDの営業所を合わせると30数人が勤務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7447

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで  
昭和38年9月18日からB株式会社に勤務し、39年12月16日付けで、グループ会社であるA株式会社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人と同日付けでB株式会社からA株式会社に異動した元同僚が提出した辞令書及び給与明細書並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本により、同社は、39年12月16日に設立されたことが確認できるとともに、複数

の元同僚が、「申立期間当時、CとDの営業所を合わせると30数人が勤務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万5,000円に、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成16年4月30日

株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は社会保険事務所（当時）に後日届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した特別賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、平成 14 年度特別賞与明細書で確認できる賞与額から 3 万 5,000 円に、申立期間②に係る標準賞与額については、平成 15 年度特別賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は66万円に、申立期間②は69万4,000円に、申立期間③は145万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成16年4月30日  
③ 平成17年4月30日

株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は社会保険事務所（当時）に後日届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立期間に係る特別賞与明細書により、申立人は、申立期間において株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら



れる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、平成14年度特別賞与明細書で確認できる賞与額から66万円に、申立期間②に係る標準賞与額については、平成15年度特別賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から69万4,000円に、申立期間③については、平成16年度特別賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から145万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年6月及び同年7月について17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月6日から同年11月1日まで

A株式会社に勤務した申立期間について、ねんきん定期便の厚生年金保険の保険料納付額と当時の給与明細書の保険料控除額が違うので、調査して正しい記録にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成12年6月及び同年7月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、17万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち平成12年4月及び同年5月並びに同年8月から同年10月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月

額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人の申立期間のうち平成 12 年 6 月及び同年 7 月に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7456

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

昭和35年3月7日にC株式会社に入社し、41年4月まで勤務していた。途中で株式会社DとC株式会社が新会社のA株式会社を設立したため、同社に出向し、退職まで継続して勤務をしていたにもかかわらず、昭和39年5月21日から同年8月1日までの期間が被保険者期間となっていない。厚生年金保険料も控除されていたので、調査をして申立期間の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び申立人と同日付けでC株式会社からA株式会社に異動した元同僚が提出した給与明細書により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にC株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A株式会社は申立期間

後の昭和 39 年 8 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿によれば、申立期間においてA株式会社は法人であったことが確認できるところ、申立人は、昭和 39 年 5 月に同社が設立されたときには当時 30 数名くらいの社員がいたと証言しており、社会保険事務所の記録でも、同社の新規適用時には 31 名の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで  
C株式会社及びA株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間はA株式会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB株式会社から提出された申立人の従業員名簿から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にC株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合の加入員記録における加入日が昭和47年8月1日となっており、同厚生年金基金、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）がいずれも誤って同じ加入日及び資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る

同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月まで  
私は、大学を卒業後、就職が決まらず無職だったため、昭和 62 年 4 月頃に母が A 市役所に行って、自分の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も家族分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は昭和 62 年 4 月頃に母が A 市役所に行き、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も家族分と一緒に納付してくれていたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は、当時の加入手続及び納付状況に関する記憶は明確でない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から平成 4 年 6 月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年3月まで

私は、昭和48年2月にA市役所B支所にて転入届を提出したところ、同年3月に同市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、私と妻が同市役所B支所及びC信用金庫（現在は、D信用金庫）のE支店から毎月納付した。

保険料額については、初年は月額500円から600円程度、翌年は月額800円から900円程度、翌々年は月額1,000円から1,100円程度だったと思う。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているので、よく調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月にA市役所B支所にて転入届を提出したところ、同年3月に同市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立人と妻が同市役所B支所及びC信用金庫のE支店から毎月納付したとしているが、国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年3月から49年6月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。一方、申立期間のうち、49年7月から51年3月までの保険料は納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳

記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、具体的な金額を挙げて毎月納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料納付方法は、年4回に分けて、3か月分ずつ納付するものとされていることから、申立期間の保険料を毎月納付したとする申立人の主張は、当時の取扱いと一致しない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月まで

申立期間について、私は、職場を退職した昭和 57 年 8 月頃に A 市役所（現在は、B 市 A 区役所）にて国民年金の加入手続きを行い、保険料を A 市役所及び市内の金融機関で納付した。保険料の納付が遅れたため、何回かに分けてまとめて払った記憶があるが、納付した回数及び保険料の総額などは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 57 年 8 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付が遅れたので、何回かに分けて保険料を納付した記憶があるとしている。しかしながら、納付した回数及び納付した保険料の総額などの記憶は無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 59 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することができる期間であるものの、申立人は、大きな金額をまとめて納付した記憶は無いと申述しており、納付状況は不明である。

さらに、B 市保管の申立人の被保険者名簿によると、昭和 59 年度の保険料は過年度納付により納付されていることが確認できる上、オンライン記録によると、61 年 9 月 12 日に申立期間直後の 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の保険料が重複納付され、還付されていることが確認できるが、その時点（61 年 9 月 12 日）では、申立期間は時効により保険料を納付で

きない上、当該重複納付した保険料についても時効により申立期間の保険料には充当できないことから還付処理されたと考えられ、申立人はこれらの過年度納付及び重複納付と申立期間の保険料納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月まで

申立期間について、私は、昭和 57 年 9 月に A 区の勤務先に就職するため転居し、同年同月 30 日に A 区役所にて国民年金の住所変更手続を行った。国民年金手帳の住所欄には 57 年 9 月 30 日に住所を変更した記載があることから、国民年金保険料を納めていたと思う。

また、申立期間当時、自分が国民年金保険料をどのように納付したかよく覚えていないので、勤務先の給与から保険料を引かれ、勤務先が保険料を納付してくれていたか、あるいは、勤務先には従業員が 20 人ほどいたので勤務先の厚生年金保険に加入していたかもしれない。

さらに、私が A 区から C 県 D 市の実家に戻った昭和 60 年から 61 年頃に、父が私の国民年金保険料が未納となっていることを知り、「こんなことをしてはだめだ。」と言われ、遡って保険料を納付してくれた記憶もある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 57 年 9 月 30 日に A 区で住所変更の手続を行い、保険料を納付したとしているものの、保険料の納付場所及び納付方法等について具体的な記憶は無いとしている上、勤務先の給与から保険料を引かれていたか、勤務先の厚生年金保険に加入していた可能性があるとしている。しかしながら、勤務先の現在の経営者は「申立期間当時給与から国民年金保険料を引いていた事実はない。」とし、「厚生年金保険の加入については加入していない。」と否定していることから、納付状況は不明である。

また、D市役所保管の申立人の被保険者名簿によると、昭和62年6月25日に60年4月から62年3月まで遡って保険料を納付した記録があるものの、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人がD市の実家に戻ったのは昭和60年から61年頃としており、この頃にその父が申立期間の保険料を納付した可能性もあるとしているが、保険料を納付したとするその父は既に他界しているため証言を得られない上、申立人が所持する年金手帳のA区からD市への転入日、申立人のE市の戸籍の附票及びD市保管の申立人の被保険者名簿の異動日は62年4月14日となっており、申立人が主張するその父親による納付は上記同年6月25日の納付であったと考えるのが自然である。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 5115（事案 4338、4736 及び 4995 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 6 月まで  
いつかは分からないが冬に、A 市役所の国民年金に係る窓口で、父と母が私の国民年金の加入手続を行い、母が同窓口で遡って保険料を納付したのに、申立期間が未納になっていることに納付できない。過去 3 回の通知文は、いずれも納付できる説明をしていないので、4 回目の申立てをする。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その父母が A 市役所の国民年金に係る窓口で自分の国民年金の加入手続を行い、母が申立期間に係る保険料を同窓口で納付したとしているが、当初から 3 回目までの申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 7 月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、同年 8 月 23 日に申立期間直後の 3 年 7 月から 5 年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、この納付時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録で氏名検索を行ったが、申立人に申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、申立人の母が一回で納付したと申述する過年度保険料を含む国民年金保険料の納付金額（約 58 万円）と申立期間の保険料、過年度納付された保険料（収納年月日：5 年 8 月 23 日）、及び前述の過年度保険料と収納年月日が近い現年度納付された保険料（収納年月日：同年 8 月 26 日）の合計額とに相違が見受けられるなどとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 7 月 20 日付け、24 年 2 月 22 日付け及び同年 9 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

- 2 今回、申立人からは新たな証拠及び資料等の提出は無く、このほか、3回目の申立てにおいては、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったその父母に口頭意見陳述を実施し、申立期間に係る保険料の納付等を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、新たな証拠及び証言は得られず、4回目の申立てについても当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 埼玉（群馬）国民年金 事案 5116

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 12 月頃に国民年金保険料の納付に係る請求書が届いたので、A 郵便局にそれを持参して現金で 5 万円ほどを一括納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、会社を退職した昭和 62 年 12 月頃に保険料の納付に係る請求書が届いたので、A 郵便局にそれを持参して 5 万円ほどを現金で一括納付したとしているが、国民年金の加入手続については、それを行った時期及びその場所等に関して具体的な記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日には「平成 3 年 6 月 20 日」、B 市の国民年金被保険者名簿には「3. 6. 20 新規取得」と記載されており、これらは、オンライン記録と同じ記録であることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することはできない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 4 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、3 年 6 月から 5 年 3 月までの期間は遡って納付することが可能な期間

であるところ、オンライン記録によると、3年6月から4年3月までの期間は5年7月8日に9万円を過年度納付（なお、平成4年4月から5年3月までの期間は5年12月6日に11万6,400円を過年度納付）していることから、申立人は、このことと申立期間の保険料を納付したこととを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 6 月頃、A 村（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行い、60 年春頃まで国民年金保険料を毎月役場へ直接納付していた。年金手帳番号は違う番号があったと記憶しており、納付した金額は 1 か月に 1 万円弱程度だったと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月頃に A 村役場に行って国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け国民年金保険料を毎月役場へ直接納付していたとしているが、申立人からは具体的な証言が得られず、加入手続及び保険料の納付状況が明確ではないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は、基礎年金番号での国民年金加入であり、申立人の基礎年金番号は、平成 18 年 2 月 15 日に初めて付番されており、当該基礎年金番号が付番されるまで、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私がA県からB県の実家に戻った昭和38年4月頃に、当時同居していた兄が「年を取ってから、みんなが年金をもらえるのに一人だけもらえないのは寂しいから。」とあって、C町（現在は、D町）役場において、私の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納となっていた国民年金保険料を遡って一括納付してくれたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が昭和38年4月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたとしているが、その兄は、高齢であるため事情を聴取することができず、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和39年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から56年4月まで

私の母は、私が婚姻した昭和53年3月以前に、A区（住民登録は実家のB県C市）に住み大学生であった私の国民年金の加入手続を行った。

私が昭和53年3月にD県E市に、同年11月にD県F市に転居した際は、私自身が国民年金の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、婚姻前の期間については母が納付し、婚姻後の期間は私自身が、私の住まいの近くの郵便局及び銀行で母の仕送りによるお金で納付した。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が婚姻した昭和53年3月以前に、私の国民年金の加入手続を行った。」と申述しているが、加入手続及び申立人が婚姻するまでの保険料を納付したとするその母は既に他界しており、申立人自身は加入手続に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、「昭和53年3月にD県E市に、同年11月にD県F市に転居した際は、私自身が国民年金の手続を行い、郵便局及び銀行で保険料を納付した。」とも申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和56年5月頃払い出されたと推認され、G市の国民年金被保険者名簿に同年5月21日に任意加入したことが記載されていることから、同日に任意加入したと確認でき、申立期間のうち、48年3月から53年3月までの期間は申立人は学生であり、同年4月から56年4月までの期間はその妻が被用者年金に加入していることから、申立期間は任意加入の未加入期間であり、制度上、保険料を納付で

きない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は 98 か月と長期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 5120 (事案 3556 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、国民年金に加入したのは 20 歳になってすぐではなかったが、親の勧めもあり、自分で A 市役所に行って加入手続をした。申立期間当時は、B 信用金庫（現在は、C 信用金庫）D 支店の職員が毎月自宅に集金に来ていたので、母の預金などと一緒に市役所から送られてきた納付書に現金を添えて預けていた。後日、自宅で領収書を受け取ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入手続についての申立人の記憶が曖昧であること、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することとなるが、申立人は遡って保険料を納付した覚えはないとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料は無いが、当委員会の決定に納得できないとして再申立てを行っていることから、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に昭和 56 年 4 月 6 日から同年 7 月 31 日まで勤務したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 7 月 31 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人提出の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書では、A株式会社における申立人の離職日は昭和 56 年 7 月 31 日と記載されていることから、同社に同年 7 月 31 日まで勤務し、同年 7 月は厚生年金保険に加入していたと思うとしている。

しかしながら、A株式会社の事業主は、申立人に係る人事記録、労働者名簿、賃金台帳等の関連資料は保存しておらず、同社における申立人の勤務実態及び申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については不明としているほか、申立期間当時同社に勤務していた同僚 10 人に照会し回答を得られた 6 人の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除についても供述は得られなかった。

また、C基金の加入員台帳によると、申立人は昭和 56 年 7 月 31 日に資格喪失と記載されており、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月  
勤務していた株式会社Aから、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市から提出された申立人に係る給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録により算出した平成 18 年 1 月から 12 月までの標準報酬月額に基づく社会保険料額と同年 4 月、7 月及び 12 月の標準賞与額に基づく社会保険料額との合算額におおむね一致している。

また、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存されておらず、申立人も賞与明細書等の賞与が支給されたことを確認できる資料を保存していないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月  
勤務していた株式会社Aから、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 税務署から提出された申立人に係る平成 18 年分の所得税の確定申告書に添付された給与所得の源泉徴収票によると、給与から控除された社会保険料の額は、オンライン記録から算出した 18 年 1 月から 7 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額と同年 4 月及び 7 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額との合算額におおむね一致している。

また、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関連資料は保存しておらず、申立人も賞与明細書等の賞与が支給されたことを確認できる資料を保存していないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月  
勤務していた株式会社Aから、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成 18 年において、申立人の標準賞与額の記録が確認できる 4 月、7 月及び 12 月については、株式会社B銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳により、賞与の振込みが認められるが、同年 2 月については、給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、申立人は、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管しておらず、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで  
昭和 53 年 4 月にA株式会社B工場に入社し、同年 5 月 31 日に同社を退職したのに、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同年 5 月分の給与明細書で、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 53 年 4 月分及び同年 5 月分の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社から提出された社員名簿には、申立人の退社は昭和 53 年 5 月 29 日との記載が確認でき、雇用保険の被保険者記録における離職日と合致している上、企業年金連合会から提出されたC基金の加入員台帳に記載された申立人の資格喪失日は同年 5 月 30 日であり、オンライン記録と合致している。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 53 年 5 月 30 日であり、申立人の主張する同年 5 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 54 年 1 月の臨時社員総会で、私の役員報酬月額が同月から増額されることが決定されたので、同年 4 月の随時改定により標準報酬月額が変更されているはずだが、申立期間の標準報酬月額が変更されていない。調査して、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月の臨時社員総会での役員報酬増額の決議に伴い、同年 4 月に標準報酬月額の改定がなされているはずであると主張しているが、有限会社 A 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書には、申立人の標準報酬月額の改定は同年 8 月であることが記載され、オンライン記録に一致している。

また、有限会社 A 社が提出した昭和 51 年 12 月 25 日、54 年 1 月 25 日及び同年 8 月 25 日の臨時社員総会議事録では、いずれも役員及び監査役の報酬増額の決議がなされているが、その報酬の増額について、随時改定が正しく社会保険事務所（当時）に届出されたのは 54 年 8 月 25 日に決議されたものだけである。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間において有限会社A社の事業主であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。